

2020年7月1日

セゾン投信株式会社

定期換金サービス『セゾン定期便』開始のお知らせ

換金方法は、「定口」と「定額」からスタート

セゾン投信株式会社(代表取締役社長:園部鷹博、本社:東京都豊島区、以下「セゾン投信」)は、2020年7月5日より定期換金サービス「セゾン定期便」を開始いたします。

セゾン投信は、お客さまの長期資産形成を「長期・積立・国際分散投資」でサポートしてきましたが、お客さまの新たな需要に対応するため、入口(定期積立)だけでなく、出口(定期換金)までを一貫してサポートする定期換金サービス「セゾン定期便」(以下「セゾン定期便」)を開始いたします。「セゾン定期便」は、長期間積み上げてきた投資信託を定期的に換金し、お客さまの口座へ振り込むサービスです。

定期的に換金する主な方法として、「定額」「定率」「定口」が挙げられますが、セゾン投信の場合は「定口」を推奨したいと考え、サービス導入当初は「定口」、「定額」という二つの仕組みを用意致しました。

それぞれのメリットは「定口」は受け取る期間の明確化、「定額」は、受け取る金額の明確化ができることです。先の見えない長寿社会において、まずは将来のキャッシュフローの「見える化」を目的とし、「定口」「定額」を先駆けてスタートいたします。

<サービス概要>

	定口解約	定額解約
解約手法	保有する口数を指定した期間で等分して毎月又は隔月で解約して現金で受け取る。	10,000円以上1円単位で指定した定額を毎月又は隔月で解約して現金で受け取る。
対象銘柄	セゾン・バンガード・グローバルバランスファンド セゾン資産形成の達人ファンド	
対象口座	特定口座	
解約周期	毎月または隔月(奇数月)	
利用料	無料(信託財産留保額は控除されます)	



<「セゾン定期便」の申込方法> 以下をご参照ください。

https://www.saison-am.co.jp/support/teiki_sell/procedure.html

今まではリタイア期にはリスク資産をすべて一括解約して預金等の安全資産にシフトし、そこから少しずつ取り崩すというスタイルが一般的でしたが、新たに「使いながら増やす」という新常識を浸透させるパイオニアとなり、生涯投資をさらに支援して参ります。

当サービスをはじめとして長期的な人生軸でお付き合いいただく運用会社を目指し、様々な資産形成総合サービスを展開してまいります。

<本件に関するお問い合わせ>

セゾン投信お客さま窓口 03-3988-8668

営業時間 9:00~17:00 (土日祝日、年末年始を除く)

※新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、当面の間、営業時間を10:00~16:00に短縮しております。

委託会社:セゾン投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第349号

加入協会:一般社団法人投資信託協会

■ 当資料に関する一切の権利、義務は、当資料の情報提供者(以下「情報提供者」)に帰属します。当資料の内容は、情報提供者の事由により変更されることがあります。

ご留意事項

当資料は情報提供を目的としてセゾン投信株式会社によって作成された資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。投資信託は値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動します。その結果、購入時の価額を下回ることもあります。また、投資信託は銘柄ごとに設定された信託報酬等の費用がかかります。各投資信託のリスク、費用については投資信託説明書(交付目論見書)に詳しく記載されております。お申込にあたっては販売会社からお渡す投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

投資信託に関するリスクについて

◆基準価額の変動要因

当社の運用、販売するファンド(以下、当ファンド)はファンド・オブ・ファンズであり、主として投資信託証券に投資を行います。当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」や「為替変動リスク」、「カントリーリスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」などがあります。したがって、投資元本は保証されているもの



ではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込むことがあります。運用による損益は、すべてお客さまに帰属します。

当ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものではありません。

◆その他のご留意点

当ファンドは、預金や保険契約と異なり、預金保険機構、貯金保険機構、および保険契約者保護機構の保護対象ではありません。加えて証券会社を通じて購入していない場合には、投資者保護基金の対象となりません。投資信託の設定・運用は委託会社がおこないます。

投資信託に関する費用について

◆投資者が直接的に負担する費用

○ 購入時手数料: ありません。

○ 信託財産留保額: 換金申込受付日の翌々営業日の基準価額に 0.1% の率を乗じた額が控除されます。

◆投資者が信託財産で間接的に負担する費用

○ 運用管理費用:

セゾン・バンガード・グローバルバランスファンド

ファンドの日々の純資産総額に年 0.506% (税抜 0.46%) の率を乗じて得た額とします。その他投資対象である投資信託証券において信託報酬がかかります。当該信託報酬も間接的にお客さまにご負担いただく費用となりますので、実質的な信託報酬は、年 0.57% ± 0.02% 程度 (税込) となります。

セゾン資産形成の達人ファンド

ファンドの日々の純資産総額に年 0.583% (税抜 0.53%) の率を乗じて得た額とします。その他投資対象である投資信託証券において信託報酬がかかります。当該信託報酬も間接的にお客さまにご負担いただく費用となりますので、実質的な信託報酬は、年 1.35% ± 0.2% 程度 (税込) となります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券における信託報酬を加味した実質的な負担額の概算値です。各投資信託証券への投資比率、各投資信託証券の運用管理費用の料率の変更等により変動します。

○ その他費用: 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用 (有価証券の売買の際に発生する手数料や、有価証券の保管に要する費用等を含む)、監査報酬 (消費税含む)、立替金の利息等が信託財産の中から差し引かれます。なお、当該その他費用については、運用状況により変動するものであり、事前に計算方法、上限額等を示すことができません。

定期換金について

定期換金は将来における収益の保証や、基準価額下落時における損失を防止するものではありません。また、値動きによっては、定期換金よりも一括による換金 (解約) の方が結果的に有利になる場合もあります。